

労働保険料の口座振替について

2016. 9. 30 現在

Q1 労働保険料の口座振替とはどのようなものですか。

(答)

口座振替制度とは、労働保険料の納付について、金融機関に口座振替納付の申込みをすることにより、指定の金融機関の口座から自動的に引き落とし、労働保険料の納付をすることができる制度です。(この場合、石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金も労働保険料と合わせて引き落としされます。)

詳細については、厚生労働省ホームページをご覧ください。

(労働保険料等の口座振替納付)

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/hoken/hokenryou/index.html

Q2 これまで行っていた納付書による現金納付とは、何が違いますか。

(答)

口座振替制度をご利用いただくと、申告いただいた労働保険料をご指定の金融機関の口座から、手数料がかかることなく、自動的に引き落とし、納付することができるようになります。納付書による納付と異なり、保険料を納付するために金融機関や労働局等へ出向いて頂く必要がありません。

なお、年度更新時の保険料申告書は、労働局または監督署に提出していただく必要があります。(電子申請を利用される場合は、申告書の提出のために労働局等に出向いていただく必要もありません。)

(※) なお、口座振替を利用される場合は、金融機関窓口での保険料申告書の提出はできなくなります。

Q3 口座振替によるメリットは何ですか。

(答)

- ① 保険料を金融機関や労働局または監督署の窓口にお持ちいただく手間が省けます。さらに、保険料申告書の提出についても、電子申請や郵送などをご活用いただければ、金融機関や労働局、労働基準監督署の窓口に出向くことなく、申告・納付手続が完了します。
- ② 一度、口座振替の手続きをしていただければ、翌年度以降も継続して納付することができるため、納め忘れの心配がありません。
- ③ 手数料がかかりません。

④ 現金納付に比べ、保険料の引き落としまでに最大2か月のゆとりができます。

Q4 口座振替を利用するためには、何か条件がありますか。

(答)

口座振替を利用するための条件はなく、すべての事業主の方がご利用いただけますが、一部利用できない金融機関があります。取扱金融機関については、下記 Q6 をご確認ください。

Q5 納付額が少額ですが、口座振替は利用できますか。

(答)

納付額の多少にかかわらず、口座振替を利用することができます。

Q6 口座振替が利用できる金融機関を教えてください。

(答)

ゆうちょ銀行及びインターネットバンキングを除く、全国の銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合、漁業協同組合、商工組合中央金庫でご利用いただけます。

取扱金融機関は、厚生労働省ホームページでご確認ください。

(取扱金融機関について)

http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki_jun/hokenryou/1.html

Q7 口座振替依頼書はどこで入手できますか。

(答)

下記のリンク先からダウンロードできます。

また、お近くの労働局や監督署にも用意していますので、直接お越しいただくか、必要とする書類名を記載したメモと書類送付先をあて先として記載した返信用の封筒を同封し、郵送を依頼してください。

なお、労働保険事務組合用の依頼書は、ホームページには掲載していませんので、直接労働局にお問い合わせの上、入手してください。

(口座振替の申込について)

http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki_jun/hokenryou/kouza_moushikomi.html

(都道府県労働局(労働基準監督署、公共職業安定所)所在地一覧)

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>

Q8 口座振替依頼書の提出先を教えてください。

(答)

口座振替を希望する取扱金融機関の窓口にご提出ください。

なお、労働局や監督署では受け付けておりませんので、ご注意ください。

Q9 口座振替を利用したいのですが、いつまでに口座振替依頼書を提出すればよいですか。

(答)

【第1期(9月6日)の場合】

平成28年2月25日までに、金融機関の窓口にご提出ください。

【第2～4期の場合】(11月14日、2月14日、3月31日)

第2期は平成28年8月15日、第3期は平成28年10月11日、第4期は平成29年1月10日までに、金融機関の窓口にご提出ください。

(参考：口座振替にかかるリーフレット)

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudouki_junkyoku/0000134430.pdf

Q10 口座振替依頼書は、毎年提出する必要がありますか。

(答)

1度申込みをすれば、毎年提出する必要はありません。

Q11 口座名義と事業場名が違うのですが、口座振替はできますか。

(答)

口座振替をご利用いただくことは可能ですが、口座名義人による同意書を労働局に提出していただく必要があります。同意書は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。また、お近くの労働局にも用意していますので、直接お越しの上、入手していただくか、必要とする書類名を記載したメモと書類送付先をあて先として記載した返信用の封筒を同封し、郵送を依頼してください。

(「労働保険料等の口座振替納付に関する同意書」について)

http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki_jun/hokenryou/dl/douisho.doc

Q12 口座振替による納付日は何月何日になりますか。

(答)

口座振替による納付日は、以下のとおりになります。

納期	全期 第 1 期	第 2 期 ※1	第 3 期 ※1	第 4 期 ※2
口座振替による納付日 ※3	9 月 6 日	11 月 14 日	2 月 14 日	3 月 31 日
(参考)口座振替を利用しない場合の納期限 ※3	7 月 10 日	10 月 31 日	1 月 31 日	3 月 31 日

※1 延納（分割納付）を利用している場合（単独有期事業以外）

※2 単独有期事業において延納（分割納付）を利用している場合は、第 4 期までの延納となります。

※3 労働保険事務組合については、第 2 期、第 3 期の納期限がそれぞれ 11 月 14 日、
2 月 14 日であり、口座振替による納付日と同日になります。

※4 土・日・祝日の場合には、その後の最初の金融機関の営業日が口座振替による納付日となります。

Q13 口座振替が行われる前に、振替金額を教えてください。

（答）

口座振替の約 3 週間前に、振替金額や口座名義、振替日等を記載したハガキを送付しています。

Q14 口座振替の結果通知はもらえますか。

（答）

口座振替されてから、約 3 週間で結果通知ハガキを送付しています。

なお、結果通知ハガキの再発行はできませんが、お近くの労働局に問い合わせいただければそれにかわる「労働保険料等口座振替結果のお知らせ」を発行することができます。

Q15 労働保険番号が複数ある場合でも、口座振替依頼書の提出は 1 部でよいですか。

（答）

複数の労働保険番号を保有している場合には、労働保険番号ごとにそれぞれ依頼書の提出が必要です。

Q16 既に登録している口座振替の情報を変更したい場合は、どのような手続きが必要ですか。

（答）

変更される口座振替の情報を口座振替依頼書に記載の上、金融機関（金融機関を変更する場合は、変更後の金融機関）にご提出ください。

Q17 残高不足で口座振替ができなかった場合は、どのようにしたらよいですか。

(答)

残高不足で口座振替ができなかった場合は、再度の引き落としは行われません。別途、厚生労働省または労働局から送付する口座振替不能通知書に添えられた納付書により金融機関等でお支払いください。

なお、次期以降の口座振替については、再度の口座振替依頼書の提出は必要ありません。

Q18 事業を廃止した場合は、何か手続きは必要ですか。

(答)

口座振替依頼書(解除)の提出が必要になります。口座振替依頼書(解除)については、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。また、お近くの労働局または監督署に用意していますので、直接お越しいただくか、必要とする書類名を記載したメモと書類送付先をあて先として記載した返信用の封筒を同封し、郵送を依頼してください。

(「口座振替依頼書(解除)」について)

http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki_jun/hokenryou/kouza_kai_jo.html